

2015年7月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)

議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2015年7月16日、17日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次の通り。

2015年7月 ASAF 会議出席メンバー (2015年7月16日、17日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Clement Chan 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) ーニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	Lu Jianqiao 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Françoise Flores 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg Valérie Viard
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russell Golden 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2015年7月 ASAF 会議の議題

議題	審議時間	参照ページ
保険契約	60分	3ページ
割引率	90分	9ページ
概念フレームワーク		—

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

認識及び認識の中止	60分	12ページ
EFRAG ペーパー（純損益及び OCI）	60分	18ページ
IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の見直し	90分	23ページ
開示に関する取組み	75分	26ページ
動的リスク管理の会計処理	60分	30ページ
排出物価格設定メカニズム	75分	33ページ
料金規制活動	60分	37ページ
収益認識	30分	41ページ
プロジェクトの近況報告	10分	—

今後の日程(予定)

2015年：10月1日及び2日、12月7日及び8日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、IFRS 対応方針協議会、ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

II. 保険契約

3. IASB は、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」（以下「保険改訂 ED」という。）に寄せられたコメントを踏まえ、2014 年 1 月より再審議を継続している。
4. 今回の ASAF 会議では、IASB による保険契約プロジェクトの直近の検討状況について IASB スタッフから報告があったほか、オーストラリア会計基準審議会 (AASB) とニュージーランド会計基準設定主体（以下「AASB 等」という。）から共同で提出された無配当契約に関する会計処理及び開示の提案について議論された。

（AASB 等の無配当契約にかかる提案）

5. AASB 等からの無配当契約に関する提案は次のとおりである。
 - (1) 契約上のサービス・マージン (CSM) の純損益への認識

CSM を、原則として、時の経過に基づいて純損益に認識するとしうえで、リスクの解放の予想パターンが時の経過と著しく異なる場合は、発生保険金及び給付金の予想時期に基づいて純損益に認識する。
 - (2) CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割引率変動の影響に関する開示

保険契約負債に関するより純粋な現在価値測定モデル(a purer current value measurement model)とするために、次のような取扱いに変更する。

 - ① 割引率変動影響を OCI 又は純損益のいずれかに表示することを許容する会計方針の選択を維持する。
 - ② 割引率変動の影響を純損益に表示する場合、企業は、CSM への付利及び CSM で調整する将来キャッシュ・フローの現在価値の測定に（当初認識時の割引率ではなく）現在の割引率を用いることとする。
 - ③ 割引率変動の影響を純損益に表示する場合、企業は、（当初認識時と報告期間の期末の間の割引率変動による影響ではなく、）報告期間の期首と期末の間の割引率変動による影響を開示することとする。
6. IASB スタッフは、会議に先立ち、AASB 等の代替提案を支持していないという見解をその理由とともに文書によって表明していた。当該反論を踏まえ、AASB 等から、ASAF 会議の冒頭、彼らの 2 番目の提案である CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率に関連して、次の通り再修正を行う旨が提案された。
 - (1) 純損益表示を選択した場合、CSM が残余期間の利益を表象することになるように、CSM を各報告期間で再測定することを追加で提案する。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (2) この追加提案により、CSM は現在価値測定されることになるので、CSM の利息発生計上やアンロックに用いる割引率を現在の金利とすることと整合する。

(保険契約プロジェクトの直近の検討状況の報告)

7. IASB は、有配当契約を「直接連動の有配当契約（企業の義務が、保険契約者へ基礎となる項目の価値の同額から変動手数料を控除した金額を支払うことである有配当契約）」と「間接連動の有配当契約」に区分して検討を行い、2015年6月のIASB会議において、「直接連動の有配当契約」に関して、その対象範囲とこれに対して適用する会計処理（以下「変動手数料アプローチ」という。）などを暫定決定している。変動手数料アプローチでは、金融面の見積りの変更（金利変動など）も非金融面の見積りの変更（死亡率などの変更）も手数料の変動と捉えられるために、CSM で調整されることになる（CSM はフルアンロックされる）。
8. また、IASB は、新保険契約基準の適用日と IFRS 第9号「金融商品」の適用日との関係についても、検討を進めている。2015年7月のIASB会議では、IFRS 第9号の適用日が先行する場合を想定して、現行のIFRS 第4号を修正する対応案を検討する予定である。IASB は、今後、それ以外の対応案（保険ビジネスの全部または一部に対してIFRS 第9号の適用を延期する案）についても検討することを予定している。

ASAF 会議での議論の概要

9. AASB 等及びIASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(CSM の純損益への認識)

- (1) CSM は利益の実現に応じて償却すべきである。時の経過だけでは、利益の実現パターンを表象できない。
- (2) CSM も利益であることに疑いはないのだから、利益が実現するパターンに従って償却すべきではないか。事業モデルを考慮して、償却パターンを決定してはどうか。
- (3) AASB 等の提案を支持する。CSM が表象する待機債務の中身は、保険契約によって異なる。「時の経過」をドライバーとすることで、経済的実態を適切に表せる場合もあれば、そうでない場合もある。「時の経過」は反証可能な想定 (rebuttable presumption) としてはどうか。
- (4) 時の経過は、実務への適用は容易だが、必ずしも経済的実態を反映しない場合がある点に留意すべきである。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (5) 実務的に受け入れ可能であり、この問題を再度審議すべきでないことから、IASB の暫定決定を支持する。
- (6) 理屈的には AASB 等の提案も理解できる。しかし、EFRAG からの発言のとおり、実務的には IASB の暫定決定でもよいかもかもしれない。
- (7) リスク調整に含まれる要素と CSM に含まれる要素について、区分が明確でない。
- (8) IASB の暫定決定を支持する。但し、件数なども償却パターンを判断する要因として考慮すべきである。
- (9) 日本及び韓国の会計基準設定主体は IASB の暫定決定を支持していた。他方、一部の香港の関係者は、リスクの解放パターンを反映して償却するという AASB 等の提案を支持している。
- (10) 実務的には、悪用防止の観点も踏まえ、IASB の暫定決定（定額法）でよいのではないか。

(CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割引率変動の影響に関する開示)

- (11) CSM を各報告期間で再測定するという本日の AASB 等の修正提案を支持する。また、この考え方をさらに進めて、純損益表示選択か OCI 表示選択に係らず、CSM を再測定するのがよいという見解もある。これにより、CSM は、財政状態計算書では常に現在価値ベースとなり、当該現在価値の毎期の変動額の表示場所は会計方針選択によって純損益又は OCI とすればよい。なお、開示については、引き続き検討中である。
- (12) 南アフリカでは、現在価値ベースで評価している商品が多いので、AASB 等の提案を支持する。また、純損益選択と OCI 選択の差額情報の開示は、純損益表示を選択した者に求めるのではなく、OCI 選択した者に要求すべきではないか。

(保険契約プロジェクトの直近の検討状況（有配当契約）)

- (13) 変動手数料アプローチ、及び、その対象範囲を決める 3 要件のうち「重要な (substantial)」の解釈方法等は、方向性として評価している。しかし、3 要件のうち「契約上、明確に特定された基礎となる項目のプールにおける定められた持分」の部分については多くの議論がある。基礎となる項目のプールについて、規制により、契約上明記していない国もある。このため、具体的にどの保険契約が対象となるのか、今後もさらなる検討が必要である。

(保険契約プロジェクトの直近の検討状況（IFRS 第 9 号の適用日との関係）)

- (14) 本件は、IFRS 第 9 号のエンドースメントにおいて非常に重要な問題である。検討にあたっては、純損益の変動性と、2 度対応するためのコストとの 2 つの点が重要で

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ある。

ASBJの発言要旨

10. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

(CSMの純損益への認識)

- (1) 我々は、CSMの純損益への認識方法は保険会社の財務業績を適切に表示する上で極めて重要であり、最終化にあたっては、関係者からの十分なインプットを踏まえた審議が必要な点であると捉えている。
- (2) しかし、我々は、AASB等による代替提案については、主としてIASBスタッフの回答に記載の理由で、同意しない。特に、AASB等による提案は、一般モデルにおけるCSMの純損益への認識方法に関して、時の経過を原則としつつ、リスクの解放の予想パターンが時の経過と著しく異なる場合は発生保険金及び給付金の予想時期に基づくことを求めているが、CSMが表すサービスが保険カバーであるという考え方に基づくと、発生保険金及び給付金の予想時期に基づいてCSMを純損益へ認識することは適切ではないと考えられるからである。
- (3) なお、AASB等が提起した「時の経過による償却は原則なのか、方法なのか」という視点は重要と考えている。我々は、原則は、「CSM(残高)が未稼得の利益を表象するように、CSMを償却すること」で、「時の経過」はこの原則を実現するための一つの方法であると考えている。重要な点は、当該「原則」を実現することであり、IASBは、当該原則を実現する方法という観点から、AASB等が提案するパターンなども取り込めないか検討してはどうか。

(CSMの利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割引率変動の影響に関する開示)

- (4) 我々は、AASB等による「より純粋な現在価値測定モデル(a purer current value measurement model)」とするための代替提案を支持しない。これは、AASB等の提案は、割引率変動の影響を純損益に表示する会計方針を選択した場合に限ったものであり、割引率変動の影響をOCIに表示する会計方針を選択した場合と整合した情報の開示にはならないと考えられるためである。
- (5) なお、我々は、割引率変動の影響について、IASBが暫定決定しているように、OCI又は純損益へ表示することを企業の会計方針として選択する扱いには同意していない。その理由は、OCI又は純損益への表示を企業の会計方針の選択によって認める場合、純損益の有用性が大きく低下することが懸念されるためである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(6) 我々は、割引率変動による影響額の開示に関する IASB による暫定決定について、実務上の複雑性がある旨については AASB 等と懸念を共有する。しかし、我々は、実務上の懸念に対応するとともに、財務諸表の理解可能性や企業間の比較可能性を確保する観点から、会計方針の選択に関する保険契約プールの単位を明確にする等、開示要求の検討に当たっては、認識及び測定に関する要求事項とも併せて考えることが妥当と考えている。

(保険契約プロジェクトの直近の検討状況 (有配当契約))

(7) 有配当契約の検討に関する IASB の尽力を評価するが、2013 年の保険改訂 ED から大幅な変更がなされてきていることを踏まえ、多くの関係者は、基準の要求事項が十分に機能するかを確認するためにフィールドテストを実施することが最低限必要ではないかと考えている。また、再度の公開協議が必要かどうかについて十分に検討する必要があるという見解も多く示されている。

その他

11. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

(CSM の純損益への認識)

- (1) リスク調整と CSM に関して誤解があるので、整理したい。(IASB 理事、スタッフ)
- 「リスクの解放の予想パターン」や「発生保険金及び給付金の予想時期」など、リスクに関連する利益は、リスク調整を使って処理される。
 - 本日の議論で時の経過による償却が CSM の経済的実態を表さないとされたものの多く(規制で要求されるリスク対応の資本を含む)は、リスク調整で処理されると考えられる。リスク調整の範囲は、多くの関係者が想定しているよりも広いと考えられる。
 - CSM は、リスク調整控除後の残余の利益で、実態は、待機債務の提供に対する対価である。このため、償却ドライバーは時の経過が適切と考えられる。
 - リスクのうち、予定されていたものはリスク調整で処理され(予定されたリスク解放パターンで償却される)、予定を外れて変動したものは CSM で調整される。
- (2) CSM の償却について、以前、時の経過に基づく方法を「反証可能な推定」とする考え方も検討したが、採用しなかった。(IASB スタッフ)

(CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割引率変動の影響に関する開示)

(3) CSM のリスク発生計上及びアンロックに期末日現在の金利を使用する場合、ロッキン財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

クイン金利を使用する場合に比べて、CSM の金額（及びその償却額）が異なるため、比較可能性が損なわれるというのが、期末日現在の金利を使用することの問題点であった。しかし、仮に本日の AASB 等の修正提案に従って、CSM を各報告期間で再測定するとすれば、期末日現在の金利を使用しても比較可能性が失われなくなる。例えば、金利が上昇した場合、上昇した金利で再測定すれば CSM は減額されるが、当該減額された CSM を上昇した金利で利息発生計上すると、CSM の金額（及び償却額）は、再評価せずにロックイン金利で利息発生計上したものと、最終的には同じ金額となる。（IASB 理事）

（保険契約プロジェクトの直近の検討状況（有配当契約））

- (4) 保険契約プロジェクトは、既に何年も掛けて審議してきている。新保険契約基準の完成は多くの関係者から求められており、本プロジェクトは緊急性があると考えられる。（IASB Hoogervorst 議長）
- (5) （対象範囲の議論に関して）どうして保険契約者の持分が、契約上で明記されていないのか理解できない。（IASB Hoogervorst 議長）

（保険契約プロジェクトの直近の検討状況（IFRS 第 9 号の適用日との関係））

- (6) 現行の IFRS 第 4 号を修正する対応案や保険ビジネスの全部または一部に対して IFRS 第 9 号の適用を延期する対応案等を並行して審議していく予定である。いずれの対応策をとるにしろ、基準の修正が必要となり、公開草案の公表が必要となる。これまでの経験を踏まえると、最速でも、年内に公開草案（コメント期間：120 日）が公表できるかどうかである。（IASB スタッフ）

III. 割引率

12. IFRS では、多くの基準において、見積将来キャッシュ・フローと割引率を用いて現在価値の測定が要求又は許容されている。しかし、関係者からは、基準によって異なる割引率を使用する意図が十分に明確でないほか、実務上、割引率が必ずしも整合的に適用されていないとの指摘がされている。このため、IASB は、IFRS における割引率の適用に関する要求事項についてレビューを行うとともに、IASB が対処すべき点がないか否かを評価する等のために、2014 年以降、プロジェクトを行っている。
13. ASAF は、これまで 2014 年 9 月の会議において、本プロジェクトの範囲について検討を行っており、IASB スタッフは、2015 年 5 月の新興市場国グループ (EEG) 会議や 2015 年 7 月の ASAF 会議で示された見解を踏まえ、2015 年第 3 四半期中にリサーチ・ペーパーを公表することを検討している。
14. 今回の ASAF 会議では、次の 6 つの項目に関して IASB スタッフの分析及び質問が示されたうえで、議論がなされた。
 - (1) IFRS において現在価値測定が要求される項目
 - (2) 企業の財務業績に対する現在価値測定の影響
 - (3) 現在価値測定の目的
 - (4) 現在価値測定において考慮すべき要因
 - (5) 測定手法
 - (6) 今後のリサーチの進め方

ASAF 会議での議論の概要

15. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(IFRS において現在価値測定が要求される項目)

- (1) 現在価値測定を適用する範囲は、原則的には時間価値を伴う売掛金や買掛金も含む広範なものであるが、繰延税金資産の測定に関しては例外の位置付けであると考え。コスト・ベネフィットの観点から、繰延税金資産については、必ずしも現在価値測定が要求されるべきとは考えない。
- (2) 繰延税金資産について現在価値測定を要求すべきか否かについては、見解が分かっている。
- (3) 繰延税金資産の測定に現在価値測定を要求しないことによって、企業買収において割安購入益が認識される可能性がある。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (4) 新興市場国では長期の前払金を支払うことが広くあり、金額的にも重要な場合がある。このため、状況に応じて現在価値測定が要求されるべきである。
- (5) 中国のような新興市場国では、IAS 第 19 号「従業員給付」で要求される厚みのある高格付けの社債利率を見つけることが困難な場合がある。また、国債が発行されていない国も多くある。

(企業の業績に対する現在価値測定の影響)

- (6) 現在価値測定を使用した場合の再測定の影響を純損益に含める場合と OCI に含める場合があることについて、概念的に明確な理由付けをするべきである。
- (7) 企業の財務業績に対する現在価値測定の影響については、割引率単独のプロジェクトで検討することは困難であり、業績報告プロジェクト等において検討すべきである。

(現在価値測定の目的)

- (8) 現在価値測定の目的も含めて現在価値測定のあり方については、概念フレームワークの測定の章において検討すべきである。FASB による財務会計概念書第 7 号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報及び現在価値の使用」のように概念的な観点から現在価値測定の目的を確立すべきではないか。
- (9) 現在価値測定の適用に関する狭い領域に着目しているが、マイナス金利や低金利の環境下において指摘されている問題についても検討すべきではないか。
- (10) 各基準によって異なる割引率を使用する意図が十分に明確になるように現在価値測定に関する単一の測定目的を確立すべきである。

(今後のリサーチの進め方等)

- (11) 概念フレームワークの公開草案ではキャッシュ・フロー・ベースの測定手法は測定基礎でないとされており、現在価値測定も同様に手法としての位置付けと考えられる。また、現在価値測定に関する論点ごとに優先順位を付けて検討すべきであり、IAS 第 19 号「従業員給付」の優先度が高いと考える。また、今後、教育文書の開発を目標にリサーチ・プロジェクトを行ってはどうか。
- (12) 概念的に明確にすべき事項の例として、ダブルカウントの禁止（例：リスクが見積キャッシュ・フローに反映されている場合、割引率にリスクを反映しない）が挙げられる。
- (13) 概念フレームワークに割引率に焦点を当てたガイダンスを設けることは、公正価値と使用価値の相違を含め、測定の章を改善するうえで有用である。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASBJの発言要旨

16. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(IFRS において現在価値測定が要求される項目等)

- (1) 我々は、本プロジェクトを進めるにあたって、プロジェクトの目的や範囲を明確にすべきと考えている。この点、我々は、本プロジェクトの目的を事実関係の調査であると理解している。
- (2) 当該質問に関する事項は、概念フレームワーク・プロジェクト、開示に関する取組み、又は業績報告プロジェクトにおいて検討すべきであり、本プロジェクトの範囲外であると考えられる。

(今後のリサーチの進め方等)

- (3) 本プロジェクトにおいては、今後、各基準の見直しプロジェクトを検討する際の一助とする観点から、現行基準のレビューから検出された不整合な点や関係者から示されたコメントをリサーチ・レポートの形にまとめることを一つの目標とすることが適切と考えられる。
- (4) 仮に IASB が追加の作業をすることを考える場合、次の事項については、今後、本プロジェクトの一環として検討する価値があるかもしれない。
 - ① FASB による財務会計概念書第 7 号に相当する内容（又は、その一部に相当する内容）について、教育文書としてまとめて公表すること
 - ② 今後、会計基準を開発するにあたって考慮すべき要因を IASB スタッフの手引きとして整理すること

その他

17. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 低金利の環境下において指摘されている問題について重要な点は、金利が高いか低いかに関わらず、経済的実態をどのように表わすかであると考えられる。また、今後の進め方として、概念的に整理するアプローチを支持する。(IASB 理事)
- (2) 現在価値測定の考え方を概念的に整理するアプローチは、概念フレームワークの最終化までのスケジュールを踏まえると、実現は困難ではないかと考える。(IASB 理事)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

IV. 概念フレームワーク — 認識及び認識の中止

18. IASB は、2015 年 5 月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）を公表している。
19. 概念 ED では、第 5 章「認識及び認識の中止」において、現行の概念フレームワークにおける認識規準の問題点や、2013 年に IASB が公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下「概念 DP」という。）に対するフィードバックを踏まえ、以下の財務情報の質的特性を基礎とする認識規準を設けることを提案している。

5.9 構成要素の定義を満たす項目を認識しないと、財政状態計算書と財務業績の計算書の完全性が低下し、有用な情報を財務諸表から除外する可能性がある。他方、状況によっては、構成要素の定義を満たす項目の一部は、認識すると有用でない情報を提供する可能性がある。企業が、資産及び負債（及び関連する収益、費用又は持分の変動）を認識するのは、そうした認識が財務諸表利用者に下記のものを提供する場合である。

- (a) 当該資産又は負債及び収益、費用又は持分の変動に関する目的適合性のある情報（5.13項から5.21項参照）。
- (b) 当該資産又は負債及び収益、費用又は持分の変動の忠実な表現（5.22項から5.23項参照）。
- (c) 当該情報の提供のコストを上回る便益をもたらす情報（5.24項参照）。

20. また、基準レベルでの認識の不整合の可能性を抑えるため、補強的なガイダンスを提供することを提案している。例えば、「目的適合性」については、以下のガイダンスが提供されている。

5.13 資産、負債、持分、収益及び費用に関する情報は、財務諸表利用者にとって目的適合性がある。しかし、下記の要因のいずれかに当てはまる場合には、認識によって目的適合性のある情報が提供されない可能性がある。

- (a) 資産が存在するかどうか若しくはのれんから分離可能なかどうか、又は負債が存在するのかが不確実である場合（5.15項から5.16項参照）。
- (b) 資産又は負債が存在するが、経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然性が低いものでしかない場合（5.17項から5.19項参照）

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (c) 資産又は負債の測定が利用可能である（又は入手できる）が、測定の不確実性のレベルが非常に高いため、もたらず情報にほとんど目的適合性がなく、他の目的適合性のある測定値が利用可能でなく入手可能でもない場合（5. 20項から5. 21項参照）

21. 他方、概念 ED では、「認識の中止」は、資産、負債の全部又は一部を財政状態計算書から除去することとされており、これに関する会計上の要求事項の目的を、2 つの側面から説明している。

5. 26 認識の中止についての会計上の要求事項は、下記の両方を忠実に表現することを目的としている。

- (a) 認識の中止の原因となった取引又は他の事象の後に保持した資産及び負債（当該取引又は他の事象の一部として取得、発生又は創出された資産又は負債を含む）

(b) 当該取引又は他の事象の結果としての企業の資産及び負債の変動

22. また、概念 ED では、リコース付譲渡やレポ取引の場合など、前項の2つの目的を達成することが困難な場合があるとされたうえで、以下のように認識の中止により対応する場合と認識を継続する必要がある場合があるとされている。

5. 31 5. 30項に記述した状況の中には、区分表示又は財務諸表注記における説明的開示（例えば、保持した構成部分におけるリスクの集中の拡大を強調する）で補強すれば、認識の中止によって5. 26項に記述した2つの目的が達成される場合がある。

5. 32 しかし、認識の中止を区分表示又は説明的開示で補強しても、それら2つの目的を達成するのに十分ではない場合には、保持した構成部分だけでなく、移転した構成部分も認識を継続する必要があるかもしれない。（以下省略）

23. 今回の ASAF 会議では、概念 ED の第 5 章「認識及び認識の中止」で提案されているアプローチについて、ASAF メンバーに対して予備的な見解が求められ、議論がなされた。

ASAF 会議での議論の概要

24. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

（認識規準）

(1) 質的特性に基づく認識規準への賛成は限定的であったほか、提案されている認識規準

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

については、IASB が「信頼性のある測定」の意味を明確化するのを避けているように見える。蓋然性の規準は概念フレームワークから削除することもあり得るかもしれないが、これは蓋然性の規準が（基準レベルでは）認識にあたり一定の役割を果たす旨について認識の共有が図られることが前提である。

- (2) 概念 ED の 5.13 項等では、「存在の不確実性」に関する記述があるが、資産や負債の定義を満たしているにも関わらず、当該資産や負債の存在が不確実になり得るのか理解できない。また、概念 ED の 5.13 項では、「蓋然性が低い」場合には認識されない可能性が示唆されている一方、5.19 項では「蓋然性が非常に低い場合」への言及がされており、使い分けの意図が不明確なほか、どの程度のレベルを意図しているのかも明確でない。さらに、概念 ED で提案されている有用な財務情報の質的特性に基づき認識規準を設ける方法は、一般的な記述すぎて、実際の基準設定に役立たないのではないかと考えられる。認識規準について、より具体的なガイダンスが必要である。
- (3) 該当する取引について個別に基準が存在しない場合、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の定めにより概念フレームワークを参照して、項目の認識を決定していくことになるが、質的特性だけでは一般的過ぎるほか、コストが掛かるので認識しないという判断もされ得るため、3つの質的特性の優先順位や相互関係について記述することが必要である。
- (4) 「重要性」の議論と同様に、質的特性についても、認識規準で改めて記載しなくても、財務情報がそのような特性を有すべきことは明らかであり、繰り返す必要はない。また、「存在の不確実性」と「結果の不確実性」を分けて取り扱うことは理論的にはあり得るとしても、「存在の不確実性」が乏しい場合は殆どないと考えられ、現実的に2つを区分する便益は乏しいのではないかと考えられる。
- (5) 多くの場合に資産及び負債の差額により損益が生じるとしても、資産又は負債の認識を伴わず、収益又は費用の認識がされる場合がある。このため、資産及び負債の認識規準と収益及び費用の認識規準を同じように扱うことが適当かについて、慎重に検討する必要がある。
- (6) 概念 ED では、認識の判断にあたり、存在の不確実性、測定の不確実性、蓋然性の程度等を考慮すべきとしているほか、収益と費用の認識が非対称になることもあるとしている。これらは相互に関係しているため、明確な切り分けが困難ではあるが、認識をすべきでない状況の説明において、これらを可能な限り明確に区別するように努力すべきと考える。
- (7) 質的特性に基づく認識規準は、デリバティブ契約の認識のような事例を踏まえると、一歩前進である。ただ、個別の基準では、必要に応じて、蓋然性のような明確な規

準が必要である。

(認識の中止)

- (8) 認識の中止は、認識の裏返しとして、支配を喪失した時点で行われるべきと考える。レポ取引については、本人としての取引という考え方と代理人としての取引という考え方がある。
- (9) 議論において厳密性が欠けているのは、支配アプローチとリスク経済価値アプローチの使い分けである。これらのアプローチを基準開発のツールとして用いるつもりであれば、どのような場合にいずれのアプローチが適切かの枠組みを示すべきである。
- (10) 認識の中止について記載されている方法自体には同意するが、いずれの方法を採るべきかについては議論が多い。このため、権利や義務の束をどのように捉えるか等について記述されるべきである。
- (11) リスク経済価値アプローチにより、すでに権利・義務を失った資産・負債の認識を継続するのは、認識の規準や構成要素の定義と矛盾する。現行の会計基準では、レポ取引において、二重に資産を認識することになるが、貸与している資産は企業が支配していない資産であり、忠実な表現の観点で問題があるほか、負債比率を歪めてしまっている。

ASBJの発言要旨

25. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

(認識規準)

- (1) 我々は、概念 ED の第 5.9 項で提案されている財務情報の質的特性に基づく認識規準に反対する。これまでの基準開発の経験でも、質的特性を直接参照した場合、利用者か作成者かによって、認識の要不要の考え方が大きな異なることがある。このため、我々は、概念 ED の提案は、今後の基準開発への役立ちという観点からは有用と考えていない。
- (2) 我々は、保険契約やデリバティブのような場合を除いて、認識についてより具体的な規準が必要と考えており、少なくとも蓋然性の閾値を認識規準として設けるべきである。これは、経済的便益の流入又は流出が一定の閾値に達しないものを資産又は負債として認識すると、次のような欠陥が生じることが想定されるためである。
 - ① 認識された資産又は負債に伴う損益と、翌期以降の戻入に伴う損益が発生するリスクが大きいこと。財務諸表の目的が主として将来の正味キャッシュ・インフ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ローの見通しを評価するためのものであることを踏まえると、我々は、このような損益は、将来の正味キャッシュ・インフローの見通しに対するノイズとなり、財務諸表の有用性が低下するものと考えている。

- ② 経済的便益の流入又は流出を生じさせる蓋然性が高い項目に加えて、蓋然性が低い項目まで最頻値を用いて資産又は負債として認識・測定してしまうと、それらを加算した額が何を意味するかが不明確になり、結果として、財務諸表の有用性が低下するものと考えられる。

(認識の中止)

- (3) 概念 ED の第 5.26 項で示されている認識の中止の 2 つの目的を同時に達成することは困難な場合があり得るが、その場合、いずれの目的を優先させるべきかに関する適切な基礎が概念 ED では明確にされていない。
- (4) 我々は、企業による適切な財務業績の表示が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するうえで極めて重要と考えており、資産・負債の変動に関する情報の表示を優先度の高いものとして位置づけることにより、リコース付譲渡やレポ取引の場合など 2 つの目的を達成することが困難な場合に、第 5.31 項、5.32 項で示されている方法のいずれを適用すべきかに関する原則を明らかにすることができると考えている。

その他

26. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

(認識規準)

(1) 頂いたご意見について、次の感想を述べたい。(IASB スタッフ)

- ① 質的特性に基づく認識規準を設けているが、これは、以前のような厳格な規準はうまく機能しなかったことの反省によるものである。現行の基準では、閾値を設ける場合も設けない場合もあり、閾値も場合により異なっている。
- ② 蓋然性の閾値を設けつつ、ASBJ が指摘するような例外を設けることも考えられるが、その場合には、なぜ例外を設ける必要があるかを説明しなければならない。個人的には、これは基準レベルの判断と考えている。
- ③ 存在の不確実性は、資産や負債の存在そのものが不確実な状況を指しており、訴訟のように例外的な状況を想定している。
- ④ 資産と負債の認識の非対称性については、どのような場合に非対称となるべ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

きかが明確でない。

- ⑤ 蓋然性が低い旨を測定の不確実性を示す要因として捉えるべきという提案があったが、こうした記載を含めるべきか否かは、概念フレームワークをどの程度詳細にすべきかの判断と関係するだろう。
 - ⑥ 認識規準においては、資産や負債だけでなく、収益や費用を含め、すべての構成要素の認識を扱っている。
- (2) IAS 第 8 号に準拠して、作成者が概念フレームワークを参照することを理由として概念 ED の認識規準に懸念が示されたが、概念フレームワークが参照されることは、稀であるため、当該状況については強く懸念していない。(IASB 理事)

(認識の中止)

- (3) IASB は、以前、支配の喪失がされた時点で認識の中止を判断する方法を提案したが、関係者からの支持を得られなかった。関係者は、レポ取引による証券の移動を認識の中止として扱うことを嫌う。しかし、認識の中止を行わない場合、支配していない資産を財務諸表に認識することになり、受け入れた現金と証券を二重にオンバランスする結果になってしまう。(IASB 理事)

V. 概念フレームワーク — EFRAG ペーパー（純損益及び OCI）

27. IASB は、2015 年 5 月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）を公表した。
28. IASB の概念 ED では、第 7 章「表示及び開示」において、収益又は費用がどのような場合にその他の包括利益(OCI)に表示されるかについて記述されている。具体的には、概念 ED では、「原則として、すべての収益及び費用は純損益計算書に含められるべき」としつつ、「純損益から収益又は費用を除外することによって、当期における純損益の目的適合性が高められる場合にのみ、OCI に表示され得る」という考え方を示している。しかし、どのようにして「純損益の目的適合性が高められる」かに関するガイダンスは示されていない。また、概念 ED では、OCI についてリサイクリングを行うことが原則とされているが、リサイクリングを行う時期に関する考え方が必ずしも明確にされていない。
29. EFRAG は、IASB の概念フレームワークにおいて、どのような場合に純資産の変動を（純損益ではなく）OCI に含めることが純損益の目的適合性を高めるのかや、リサイクリングの時期について、より多くのガイダンスが必要と考えている。このため、EFRAG は、2015 年 3 月の ASAF 会議で議論された ASBJ によるペーパー「会計基準の設定における『企業の事業活動の性質』の役割」等も参考にしつつ、今回の ASAF 会議向けに、「純損益か OCI か」（以下「EFRAG ペーパー」という。）を作成している。
30. EFRAG ペーパーでは、測定基礎の決定にあたっては、財務業績の観点と財政状態の観点到に区分して検討することが重要としたうえで、まず財務業績の観点から測定基礎を決定する（これにより、純損益が決定される）ことが必要とされている。また、EFRAG ペーパーでは、OCI はキャッシュ・フロー・ヘッジによるものを除き、財政状態計算書と純損益計算書において異なる測定基礎を使用することから生じると説明されている。
31. さらに、EFRAG ペーパーでは、純損益の決定方法やどのような場合に OCI が使用されるかについて整理するため、概ね次の 4 つに事業モデルを分類することが提案されている。

事業モデル	事業モデルに含まれる取引	目的適合的な測定基礎等
価格変動事業モデル	価値の短期的な変動から生じる利得から便益を得るために資産又は負債の購入と売却を同じ市場で行う事業モデル	財務業績の観点：現在価値 財政状態の観点：同上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

事業モデル	事業モデルに含まれる取引	目的適合的な測定基礎等
変換型事業モデル	供給者又は従業員から経済的資源を獲得して使用し、プロセスを経た後に、顧客に財及びサービスを販売して収益を得る事業モデル（例：小売業者、製造会社、サービス提供者、リテール銀行等による事業モデル）	財務業績の観点：原価 財政状態の観点：原価か現在価値（基準レベルで決定）
長期投資事業モデル	各期における収益を創出するために資産を購入する事業モデル（例：銀行や投資不動産を保有及び管理する企業等によるもの）	財務業績の観点：原価（減損損失控除後） 財政状態の観点：資産が売却され得る状態にあり、現在価値について信頼性をもった測定が可能である場合、現在価額 OCI のリサイクリング：投資資産の売却時
負債主導型事業モデル	長期的義務を引き受け、この義務に対応するため資産に投資する事業モデル（例：保険会社の事業モデル）	財務業績の観点：資産と負債の測定基礎の決定を統合的にする 財政状態の観点：特段の言及なし

32. また、EFRAG ペーパーでは、OCI に認識された金額は、時の経過に応じて自動的にゼロになっていく場合があるほか、純損益にリサイクリングされる場合もあるとしたうえで、リサイクリングは、財務諸表利用者に対して、取引が行われたという旨を知らせるものであるほか、受託責任の評価の観点から有用としている。

ASAF 会議での議論の概要

33. EFRAG 代表者からの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(全般)

- (1) 純損益の意味や OCI に何を含めるべきかについて、概念フレームワークにおいて明らかにすることは極めて重要である。
- (2) 概念フレームワークの最終化までの日程を踏まえると、現時点では、現在の概念 ED よりも詳細な内容にすべきではないと考える。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(事業モデルの区分)

- (3) EFRAG の提案は、測定基礎の選択等に有用であり得る一方、農業や投資不動産の会計モデルについて異なる結果になることについて懸念する見解が聞かれた。また、負債主導事業モデルは長期投資事業モデルに包含されるのではないかという見解も聞かれた。
- (4) 事業モデルには、営業活動とそれ以外の活動とを区分する役割があると考え。このため、事業モデルの分類は、純損益と OCI のいずれに表示すべきかでなく、営業活動と非営業活動をどのように分類すべきかに関連し、業績報告に関する論点と考える。

ASBJ の発言要旨

34. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(全般)

- (1) 我々は、IASB による概念フレームワークの見直しに関する公開草案について、①企業の財務業績の報告と財政状態の報告という 2 つの異なる目的を踏まえた測定基礎の選択のあり方と②OCI の表示及びリサイクリングに関する記述が十分に明確でないと考えており、EFRAG ペーパーは、当該空白を埋めようとする取組みと理解している。我々は、IASB が、EFRAG ペーパーや ASAF 会議での議論、更には、公開草案に対するコメントレターを踏まえつつ、概念フレームワークの最終化に向けて、こうした点について改善を図っていくことを期待している。

(EFRAG ペーパーへのコメント)

- (2) 我々は、EFRAG ペーパーについて、特に次の点を評価している。
- ① 「事業モデル」という用語を使用すべきか否かについては議論があるが、事業活動の態様によって、財務業績を報告する観点から有用な測定基礎が異なる点
 - ② 測定基礎の決定に当たっては、まず財務業績の観点から目的適合的な測定基礎を決定すべきとしている点
 - ③ OCI を、原則として、財務業績を報告する観点から目的適合的な測定基礎と財政状態を報告する観点から目的適合的な測定基礎との連結環として捉えるとともに、OCI のリサイクリングは、経営者の受託責任を評価する観点から有用としている点
- (3) ただし、我々は、次の点について、EFRAG ペーパーは一層改善し得ると考えている。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ① EFRAG ペーパーでは、「事業モデル」を4つに区分して整理しているが、我々は、財務業績の観点から目的適合的な測定基礎に市場における価格変動を反映させるべきか否かが事業モデルの識別の目的と理解している。この場合、4つへの区分は議論を複雑にし過ぎている印象があるほか、網羅性の観点から、いずれかの区分を残余区分と位置付けるかの検討も必要と考えられる。
- ② 「負債主導型事業モデル」については、他の事業モデルとは異なり、対象とする資産又は負債の測定基礎の決定に有用な区分ではなく、資産又は負債の測定基礎を他の資産又は負債の測定基礎と併せて決定すべきか否かに有用な区分である。このため、少なくとも、他の事業モデルと並列的に扱うことは適切でないと考えられる。
- ③ EFRAG ペーパーでは、OCI のリサイクリングについて明確な記述がされていない。我々は、OCI のリサイクリングは、純利益の All-inclusiveness を維持する観点から、常に必要と考えており、この点について概念フレームワークにおいて明示することが望まれる。
- ④ EFRAG ペーパーでは、確定給付型の年金債務について、負債の測定に含まれている期待キャッシュ・アウトフローの見積りの全ての変動を純損益に認識することを提案している。しかし、我々は、確定給付型の年金制度の特徴を踏まえると、当該変動を直ちに純損益に反映するのではなく、関連する資産と負債から生じるキャッシュ・インフローとアウトフローを併せて考えたうえで、再評価差額の変動の認識や表示について検討すべきと考えている。

その他

35. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) EFRAG の提案は、複雑で OCI の使用を肯定的に捉え過ぎている。OCI は、会計上のアノマリーであり、その使用には慎重になるべきである。最近、英国の投資家と議論する機会があったが、彼らによると「OCI は全く見ない」とのことであった。但し、概念フレームワークのディスカッション・ペーパーに記載のあった内容のうち、概念 ED で記載しなかった内容の一部（例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジの記載）については、概念フレームワークに含めても良いと考えている。（IASB Hoogervorst 議長）
- (2) EFRAG の提案によると、長期事業投資モデルについて配当収益等が主要な目的である一方、資本増価は副次的な目的であるため、当該影響は OCI に報告すべきと

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

しているが、いずれ売却され得ることを踏まえると、資産価値の変動が財務業績の報告に関連性がないとは言えないほか、かなり前に認識された原価は全く目的適合的でない。このため、当該提案は適切ではないと考える。(IASB Hoogervorst 議長)

- (3) 長期事業投資モデルにおいて、リターンの程度によって、配当収益等以外の収益を得る場合もあることから、資本増価の影響は財務業績の観点から目的適合的でないという主張は適切ではないと考える。(IASB 理事)
- (4) 投資家は、OCI に何が表示され、なぜ後の期においてその一部が純損益に振り替えられるのかについて理解できない。OCI 累計額には意味がある可能性はあるが、当期における OCI の金額には全く意味がない。(IASB 理事)

VI. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の見直し

36. IASB は、2011 年に実施されたアジェンダ・コンサルテーションのフィードバックを踏まえて、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関するリサーチ・プロジェクトを開始している。本リサーチ・プロジェクトは、次の事項に資する証拠を収集することを目的としている。

(1) IAS第37号の改訂をアクティブ・プロジェクトとすべきか

(2) アクティブ・プロジェクトとする場合、どの範囲の事項を取り上げるか

37. IASB は、以前、IAS 第 37 号を修正するプロジェクトを取り上げており、そのプロジェクトにおいては、2005 年と 2010 年に公開草案を公表している。しかし、今回のリサーチ・プロジェクトは、以前のプロジェクトを継続するものでないとしている。

38. IAS 第 37 号については、次の領域について、現行基準の問題点が指摘されている。

(1) 負債の識別：企業の将来の行動により回避可能な義務に関する負債の識別

(2) 引当金の認識要件：将来の経済的便益の流出の蓋然性の閾値の程度

(3) 測定：将来キャッシュ・フローの見積方法や測定に含めるべき要素の明確化

(4) 不利な契約：不利な契約の識別や測定のためのガイダンスの充実の必要性

(5) 補填の権利及び偶発資産：偶発資産に関する後発事象の取扱い、補填の権利に関する負債側の認識要件との不整合

(6) その他：プロジェクトのスコープ、用語の使用方法。

39. 前項のうち、特に(1)-(3)については、概念フレームワークの作業と関係が深い。このため、IASB は、概念フレームワーク改訂の最終化に近づくまで IAS 第 37 号改訂の可能性に関する予備的見解の公表を控える可能性が高いとされている。

40. 今回の ASAF 会議では、今後、当該リサーチを進めるにあたり、プロジェクトの位置付け、現行基準の問題点、IASB から公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）の提案が当該プロジェクトに及ぼす影響の分析を踏まえ、プロジェクトの対象範囲や追加調査が必要な分野に関連して、次の点について、ASAF メンバーの見解が求められた。

(1) IAS 第 37 号の修正として、どの側面をプロジェクトに含めることを提案するか

(2) どの側面について、追加の調査や分析が必要だと考えるか

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 今後の ASAF の議論のために、これらの側面の調査や分析の実施に関心があるか

ASAF 会議での議論の概要

41. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 本プロジェクトでは、「移転を回避する実際上の能力がない」状況、とりわけ、「経済的に強制される状況」に関する取扱いについて検討すべきである。IAS 第 37 号における負債の定義に該当しないものの、賦課金のケースのように、その義務を果たさなければ、事業の退出を余儀なくされるものが、実務上、多く見られる。
- (2) メンバー国からは、本プロジェクトにおいて、将来の行動によって回避され得る義務に関する基準内の不整合や、不利な契約に含まれるコストの取扱いに関する基準間の不整合に対応すべき等の意見が寄せられている。IAS 第 37 号は多くの問題を抱えているが、見直しを実施するのであれば、部分的ではなく全体的に見直しを行うべきであり、改訂後の概念フレームワークに照らして行うべきである。
- (3) 本プロジェクトで対応すべきなのは、とりわけ、IFRIC 第 21 号「賦課金」等で強調された負債の識別の問題であり、概念フレームワークで改訂される定義との整合性を確保すべきである。また、負債の測定において、どのような割引率を使用すべきかについて検討を行うべきである。
- (4) 以前のプロジェクトでは、金融商品以外を範囲として、対象範囲を幅広く設定していたが、今回のプロジェクトは現行基準と同様の範囲とすることでよいか。範囲によっては、IFRS 解釈指針委員会で検討されている IAS 第 12 号「法人所得税」における未収法人税の取扱いにも関連があるのかもしれない。また、負債を認識した場合の借方の取扱いを検討すべきである。
- (5) 不利な契約の識別のあり方、偶発資産について認識の閾値を非常に高く設定することが適切か、などの問題があると考えられる。また、測定において、リスク調整をどのように割引率に反映すべきかについてガイダンスを提供すべきである。
- (6) IAS 第 37 号の問題の多くは、概念フレームワークにおける負債の定義、認識、測定と関係するため、まずは概念フレームワークを先に検討すべきであり、それが固まった後 IAS 第 37 号の個別問題に取り組むべきである。また、引当金、偶発負債、偶発資産について、翻訳上、適切な用語を見出すことが難しい。
- (7) 概念フレームワークに基づいて全体を見直すことが適切と考えられるものの、訴訟引当金など一部の問題は切り出して検討することも考えられる。また、当初認識時

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の測定基礎と当初認識後の測定基礎との間で整合性を確保することが望ましいと考えている。

- (8) 全体について検討を行うことに同意する。法的訴訟（legal claim）の認識及び測定については、コスト便益を慎重に検討する必要があると考える。法的訴訟をより広範に認識する場合、法律専門家の関与が必要となるが、米国では、この点について弁護士依頼者間の秘匿特権に関する定めとの関係で懸念が示されている。

ASBJ の発言要旨

42. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 今後、リサーチを進めていく場合には、以前のプロジェクトの反省を生かして、必要性や範囲について慎重に判断していくべきである。
- (2) 概念 ED の IAS 第 37 号への影響について分析を行うことは、概念 ED の提案が妥当か否かの検討が深まるとの観点で有益と考える。ただし、仮に IAS 第 37 号のプロジェクトで実施する場合には、その目的を明確にしたうえで、長期的なプロジェクトとして行うことが適切と考える。
- (3) 認識要件について、概念フレームワークにおいて、一部、デリバティブの例外はあるものの、原則として、蓋然性要件を維持すべきと考える。

その他

43. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) IAS 第 37 号の見直しを行う場合、概念フレームワーク改訂後に、全体について見直しをすべきである。一部は以前の概念フレームワークに基づく部分、他は改訂後の概念フレームワークに基づく部分など、基礎が異なることは適切でない。（IASB 理事）

VII. 開示に関する取組み

44. IASB は、IFRS に準拠した財務報告書における開示の有効性を改善することを目的として、開示に関する取組みを行っている。当該取組みには、次の事項が含まれる。

(1) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正（IASB は、2014 年 12 月に修正後の基準を公表している。）

(2) 電子的な報告に関する継続的な検討（XBRL のタクソノミに関する検討を含む。）

(3) 現行の会計基準の適用の改善を目的とするプロジェクト

① IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の限定的な修正（IASB は、財務活動から生じる債務の調整表の追加的な開示に関する公開草案を公表しており、同公開草案に寄せられたコメントを踏まえた審議を行っている。）

② IAS 第 8 号の限定的な修正（IASB は、会計方針の変更と会計上の見積りの変更の取扱い及び関連する開示要求について検討を行っており、2015 年第 4 四半期に公開草案を公表することを予定している。）

③ 重要性（2015 年 9 月に「実務記述書」の公開草案を公表することを予定している。）

(4) 調査研究プロジェクト

① 開示原則

② 基準レベルでの開示の見直し、開示要求の草案にあたっての指針の開発

45. 今回の ASAF 会議では、2014 年 12 月に公表された IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正に関する公開草案（コメント期限：2015 年 4 月）を踏まえて受領したコメントのうち IFRS タクソノミに関するフィードバックの説明と、開示原則のプロジェクトについて、2015 年第四半期に公表が予定されているディスカッション・ペーパー（以下「開示原則 DP」という。）に含まれる予定の内容について IASB スタッフから説明がされたうえで、本 DP に含めるべき事項が他にないかに関する ASAF メンバーの見解が求められ、議論された¹。

46. なお、IASB は、開示原則 DP に、次の事項を含めることを予定している。

(1) イントロダクション

(2) 一般的な開示基準(general disclosure standard)の内容

(3) 財務諸表の構成

¹ IFRS タクソノミに関する ASAF 会議における議論については、以下において記載していない。財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (4) 開示原則の改善
- (5) 会計方針の開示
- (6) 非IFRS情報
- (7) 改善提案の含意²

ASAF 会議での議論の概要

47. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 開示の改善は喫緊の課題であることを踏まえると、ディスカッション・ペーパーを公表するプロセスが必要か疑問である。また、プロジェクトを進めるにあたって、優先順位付けを適切に行うことが必要と考える。
- (2) 開示原則 DP には、基準設定主体が開示要求を定める際に考慮すべき原則（IASB のための開示フレームワーク）について記述すべきと考える。また、重要性に関する実務記述書については、経営者によるコメントも対象として検討すべきである。なお、財務諸表とその他の情報との関係については、財務諸表のあり方を検討した後にその他の情報を検討すべきという見解と報告書を一つのパッケージとして検討すべきという 2 つの考え方がある。
- (3) 経営者によるコメントについては、財務諸表と一体のものと捉えることが考えられる。例えば、最も重要な会計方針と選択肢がある項目や会計上の見積りに関する会計方針について、冒頭で情報の開示場所を示したうえで、相互参照を用いて情報の重複を避けることが考えられる。
- (4) 作成者は各社各様の指標を導入する一方、財務諸表利用者は「純損益」、「EBIT」や「EBITDA」などの情報の分析や比較に膨大な時間を費やしている。このような動向を踏まえ、IASB は非 IFRS 情報の標準化について検討すべきではないか。例えば欧州証券監督機構（ESMA）は、非 IFRS 指標に関する指針を公表している。
- (5) IFRS における開示要求を改善するため、基準レベルの開示の要求事項のレビューを早急に開始するべきである。また、非 IFRS 情報の対応にあたっては、まず IFRS 情報を明確に定義すべきである。情報の相互参照については、想定する相互参照先を明らかにしたうえで議論を進める必要がある。
- (6) 相互参照については、どこまで相互参照先を認めるかが重要であるほか、作成者や利

² IASB スタッフは、この含意をどのような形で示すべきか（独立の章、付録、開示原則 DP の他の章の一部）について引き続き検討中である。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

用者以外にも、監査人への影響についても慎重に検討する必要がある。

- (7) 昨年、ブラジルの基準設定主体が、規制当局の了解のもとで、「重要性のない目的適合的ではない情報は開示されるべきではない」という文書を公表したところ、多くの企業で財務諸表のページ数が概ね 30%程度減少した。
- (8) 非 IFRS 指標は、基礎とする数値が IFRS に基づくものである限り、懸念はない。FASB スタッフは、非 GAAP 情報の開示実務についてモニタリングを行い、基準開発において考慮すべきかについて検討を行っている。
- (9) IASB は、重要性の定義において「could」を維持する暫定決定をしている。これによると、IFRS に準拠した連結財務諸表を用いて SEC 登録を行う企業を踏まえて、米国会計基準における連結財務諸表よりも、潜在的により多くの開示が求められることになると考えており、当該暫定決定を支持していない。

ASBJ の発言要旨

48. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(開示原則 DP に含めるべき論点について)

- (1) 我々は、会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区分及びこれに関する会計上の取扱いの見直しについて、開示原則 DP に含めて検討すべきと考えており、別途公開草案を公表するという IASB の暫定決定を支持しない。これは、開示原則プロジェクトは、広範な論点を扱っていること、会計方針の変更と会計上の見積りの変更の取扱いは、開示原則 DP に含まれる会計方針の開示に関する論点と関連しているためである。

(開示原則 DP に含まれる予定の論点について)

- (2) 注記の役割：IASB が暫定決定している注記の役割に関する記述は、財務諸表注記に含まれ得る情報の範囲を識別することに十分に役立つものとされていない。注記の役割や範囲の明確化は、IASB が今後予定している現行基準の見直しの取組みにも寄与するものと考えており、一層の検討が望まれる。
- (3) 情報の相互参照：財務諸表から財務諸表外に開示されている情報への相互参照については、特に財務諸表を含む財務報告外に開示されている情報を参照する場合、一定の要件を満たす場合に限って認められるようにすべきであると考えている。
- (4) 非 IFRS 情報の開示：わが国の関係者（とりわけ、財務諸表利用者）からは、所謂「コア営業利益」等、IFRS において個別に要求されていない業績指標も財務情報の分析に

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

重要であるため、特に高い関心が示されている。

その他

49. IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 財務諸表以外の財務報告書については、欧州でも、EU レベルで定められているもの、各国レベルで定められているものがあり、コーポレート・ガバナンスや社会的責任に関する記述を含め、様々である。このため、IASB が財務報告書のパッケージについて検討を行うことは困難である。(IASB Hoogervorst 議長)
- (2) 調整後の稼得利益として企業が開示されている情報は、多くの場合、会計基準に基づく数値よりも高い数値が表示されている。(IASB Hoogervorst 議長)
- (3) 非 IFRS 情報の定めについて、ESMA によるガイダンスと米国証券取引委員会 (SEC) のガイダンスは類似しており、IASB が検討しているガイダンスもこれらと類似している。他方、IFRS が定義している勘定科目が少なく、「EBITDA」のような一般的な非 IFRS 指標は、IFRS で定義すべきという見解もある。但し、費用を性質別に開示している場合、「EBITDA」は既に IFRS によって要求されているともいえる。(IASB Hoogervorst 議長)

VIII. 動的リスク管理の会計処理

50. IASB は、2010 年後半から、動的リスク管理の会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを開始しており、2014 年 4 月に「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「DP」という。）（コメント期限：2014 年 10 月）を公表している。
51. IASB は、2015 年 2 月の会議以降、DP に寄せられたコメントレターを踏まえ、本プロジェクトの今後の進め方について検討を行っており、2015 年 5 月の会議において、認識及び測定によって解決すべき分野を検討するのに先立ち、開示を通じて解決し得る動的リスク管理活動に関する関係者のニーズについて検討を行うアプローチ³（以下「開示を先行的に検討するアプローチ(Disclosure first approach)」という。）を採る旨、及び、その際に金利リスクに焦点を当てて検討を行う旨を暫定決定している。
52. IASB スタッフから、DP に寄せられたコメントレターを分析した結果、DP は動的リスク管理の主要な特徴を捉え、オープン・ポートフォリオの会計処理の課題を識別していると評価された一方、財務諸表作成者と利用者との間で、プロジェクトの目的や情報ニーズについて、次のように大きな見解の相違があることが判明した旨が示された旨が説明されている。

（作成者の主な見解）

- (1) 本プロジェクトは、ヘッジ会計の適用に当たっての課題（例えば、現行の会計基準では、要求払い預金の行動予測が反映できないこと）に対応すべきである。
- (2) ヘッジをしていないエクスポージャーについて再評価を行うことによって生じる純損益のボラティリティは、有用な情報を提供しないと考える。

（利用者の主な見解）

- (1) 本プロジェクトは、動的リスク管理の忠実な表現が達成されることに焦点が当てられるべきである。
 - (2) DP で提案されたポートフォリオ再評価アプローチ（以下「PRA」という。）の適用を概ね支持しており、利益の源泉ごとの正味金利収益に関する情報や、ヘッジされているか否かによって区分された情報を有用と考える。
53. 今回の ASAF 会議では、前項のフィードバックを踏まえ、DP に対するコメントレター等で示されたもの以外で、動的リスク管理活動に関して IASB が検討すべき情報ニーズはあるかについて、ASAF メンバーの見解が求められた。

³ 「開示を先行的に検討するアプローチ」は、認識及び測定に関する検討を行わず、開示要求の見直しのみを検討することを意味するものではない。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASAF 会議での議論の概要

54. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) IASB スタッフによる DP に寄せられたコメントの要約は適切でない。作成者は、一定の事業モデルにおいて金融商品が償却原価で評価されることを前提としたうえで、現行の会計上の枠組みで発生する会計上のミスマッチを解決することを望んでおり、PRA の適用は新たな会計上のミスマッチを生みだすものと捉えている。関係者からは、銀行がコア要求払預金についてデリバティブを用いて管理している場合、現行の会計基準では会計上のミスマッチを生じさせる等の点に懸念が示されており、IASB はこうした懸念に対処すべきである。
- (2) 「開示を先行的に検討するアプローチ」によって、例えば、要求払い預金の金利リスクについて公正価値ヘッジによらず、キャッシュ・フロー・ヘッジを用いてヘッジ会計を適用している実態について開示を行っても、全体として、有用な情報の開示とはならないのではないか。
- (3) 「開示を先行的に検討するアプローチ」は、結果的に、財務諸表作成者と利用者のどちらのニーズも満たさないものであるように考えられる。作成者は会計上のミスマッチに懸念を有している一方、利用者はリスク管理のあり方に関心を有しており、両者を同時に達成することは不可能である。このため、本プロジェクトは、コア要求払い預金の金利リスクについてデリバティブを用いて管理した結果生じる会計上のミスマッチに対処するところから開始すべきではないか。
- (4) AOSSG メンバーの一部は「開示を先行的に検討するアプローチ」について支持したが、多くのメンバーは当該アプローチに懐疑的であった。
- (5) IASB は課題を適切に認識していると考えるが、「開示を先行的に検討するアプローチ」が適切とは考えない。とりわけ、なぜ行動予測を反映させることが非常に困難かについて理解できない。
- (6) 銀行による金利リスク以外でも、保険会社を含む銀行以外の企業が本プロジェクトに関心を有しているほか、商品の価格変動リスクを動的に管理している例もあり、これらについても検討を行うべきと考える。
- (7) 金融機関の金利リスクポジションを理解するうえで、動的リスク管理の実態を財務諸表に表現することが必要とは考えない。むしろ、ヘッジされていないエクスポージャーが残存している程度、例えば金融商品が償却原価で測定される場合、資産及び負債

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

のデュレーションのミスマッチに関する情報が財務諸表に表現されない点が問題と
考えており、当該情報の拡充を図るべきと考える。

- (8) 利用者の情報ニーズとして、金利収益のトレンドや企業の資金調達源泉の情報が考えられる。

ASBJの発言要旨

55. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、開示を先行的に検討するアプローチを支持しない。我々は、本プロジェクトの目的は、①オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ会計の複雑性を緩和すること及び②財務諸表において企業の動的リスク管理活動の忠実な表現を行うことを達成することの2つであると理解している。開示要求の見直しは、前者の目的を達成する上では役に立たないと考えられるほか、後者の目的についてはそもそも関係者の十分な支持を得ているとは考えられない。このため、我々は、IASB が本プロジェクトを進める場合、前者の目的を達成するよう、認識及び測定 of 要求事項について検討を行うべきと考えている。
- (2) 我々は、IASB が検討を行うにあたって、当面、IFRS 第9号「金融商品」の実務での適用状況を調査したうえで、IFRS 第9号でどのような点についてなお問題があるかについて十分な情報収集を行うことが重要と考えている。なお、金利リスクに焦点を当てて検討を進めることについては支持する。
- (3) 仮に IASB がディスカッション・ペーパーを公表して開示を先行的に検討する場合、我々は、IASB が本プロジェクトの目的を明確にすべきと必要と考えている。
- (4) コメントレター等で指摘されたもの以外で、IASB が検討すべき情報ニーズは特にないと考えられる。

その他

56. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) IASB が暫定決定した「開示を先行的に検討するアプローチ」には、表示に関する検討も含まれる。これらの検討を先行させるのは、まず関係者がどのような経済的実態に関する情報に関心を有しているかを理解することが重要と考えられたためである。開示は認識及び測定 of 代替ではなく、段階を踏んで認識及び測定を含め、全体的な検討を行うことを予定している。この点、意図が適切に伝わるよう、コミュニケーションの改善を図っていきたい。(IASB 理事、IASB スタッフ)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

IX. 排出物価格設定メカニズム

57. IASB は、排出物価格設定メカニズムに関するリサーチ・プロジェクトを開始しており、2015 年 1 月に、本件に関するプロジェクトの進め方について審議を行っている。同会議において、IASB は、今後、これまでの審議に捉われずに検討を行うアプローチ (fresh approach) でプロジェクトを進めていく旨を暫定決定している。
58. その後、2015 年 6 月に開催された IASB の会議においては、プロジェクトの進め方について様々な見解が示されたが、特段の暫定決定はなされていない。IASB は、今後、世界における排出物価格設定メカニズムに関するより詳細な情報を収集したうえで審議を行い、その後、ディスカッション・ペーパーを公表することを予定している。
59. IASB は、過去に、欧州において排出量取引制度 (EU ETS) の仕組みが導入されること等を踏まえ、2002 年以降、IFRS 解釈指針委員会を中心として排出量取引の会計処理について検討を行い、2004 年 12 月に解釈指針 IFRIC 第 3 号「排出権」を公表している。しかし、IFRIC 第 3 号によると重要な会計上のミスマッチが生じることから、財務諸表利用者にとって目的適的な情報を提供するものでないという指摘が多くなされた。このため、IASB は、2005 年 6 月に同解釈指針を取り消しており、その後、実務においては、排出権取引について多様な会計上の取扱いが存在する。
60. 今回の ASAF 会議では、いわゆる「キャップ・アンド・トレード型」の排出量取引制度を前提とした場合において、現行の実務を踏まえつつ、考え得る会計処理に関する代替案が示されたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。IASB スタッフ及び中国の会計基準設定主体の代表者から示された会計処理の代替案の概要は、次のとおりである。

(1) 代替案 1 (IFRS 第 3 号で定められていた方法)

- 排出枠の割当時に、割当排出枠 (無償取得分) を資産として発行日の市場価値で測定するとともに、貸方に同額の繰延収益 (政府補助金) を認識する。また、排出枠を購入した場合、支払対価によって資産の測定を行う。
- 資産は、当初認識後、原価又は市場価格のいずれかで測定するとともに、減損テストの対象とする。また、繰延収益は、スキーム参加期間にわたって規則的に償却 (繰延収益の取崩し) する。
- 負債は、発生時 (排出がされた時点で) に認識するとともに、保有分か不足分 (市場からの購入予定分) かを問わず、実際の排出量をカバーするために必要な排出枠を毎期末の市場価値によって測定する。
- 資産及び負債は、それぞれ総額で表示する。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (2) 代替案 2 (代替案 1 のうち、負債の測定方法について以下の修正を加えた方法)
- 実際の排出量をカバーするために保有する排出枠に関する負債 (政府への排出枠引渡義務) は毎期末の簿価 (原価モデル: 認識時の市場価値、再評価モデル: 再評価時の市場価値) で測定するほか、不足する排出枠については毎期末の市場価値で測定する。
- (3) 代替案 3 (排出枠割当時に、資産及び負債を認識しない方法)
- 当初認識時において、原価で認識及び測定する。排出枠の割当がされる場合、排出枠がゼロで測定されるため、資産 (及び負債) が認識されない。また、排出枠を購入した場合、支払対価によって資産の測定を行う。
 - 排出枠は、当初認識後、原価で測定するとともに、減損テストの対象とする。
 - 負債は、発生時 (排出がされた時点で) に認識する。このうち、実際の排出量をカバーするために保有する排出枠に関する負債 (政府への排出枠引渡義務) は毎期末の簿価 (原価モデル: 認識時の市場価値、再評価モデル: 再評価時の市場価値) で測定するほか、不足する排出枠については毎期末の市場価値で測定する。このため、実際の排出量が排出枠を上回るまで、通常、負債は認識されない。
- (4) 代替案 4 (排出枠割当時に利益を認識する方法)
- 排出枠の割当時に、割当排出枠 (無償取得分) を資産として発行日の市場価値で測定するとともに、貸方を収益 (初日の利益) として認識する。また、排出枠を購入した場合、支払対価によって資産の測定を行う。
 - 資産は、当初認識後、原価又は市場価格のいずれかで測定を行うとともに、減損テストの対象とする。
 - 負債は、発生時 (排出がされた時点で)、認識を行うとともに、代替案 1 又は 2 の方法によって測定する。
- (5) 代替案 5 (中国の会計基準設定主体より示された代替案: 代替案 1 を基礎としつつ、当初認識後において資産及び負債を公正価値で測定するとともに、評価差額を収益及び負債に認識する方法)
- 当初認識後、「予想される排出量に対する負債」を認識する。また、予想される排出量が排出された場合、「実際の排出量に対する負債」を認識する。

ASAF 会議での議論の概要

61. IASB スタッフ等からの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示され財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

た。

(代替案 1 をベースとしつつ、会計上のミスマッチを解消する方法を支持する見解)

- (1) キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の特徴は、排出枠と排出量削減義務とが別個に存在すること、また、排出枠を保有するか売却するかについて経営者が選択権を有することである。したがって、資産及び負債は別個に存在することから、総額表示を行うべきである。また、初日に存在するのは、少なくとも利益ではなく負債である。
- (2) 排出枠の性質は、金融資産又はデリバティブに類似する。このため、排出枠の割当時において資産及び負債を認識するとともに、両者は総額表示すべきである。

(代替案 2 を支持する見解)

- (3) 四半期報告制度を有する等、報告頻度の多い法域もあることを考慮すべきである。また、資産及び負債をヘッジ関係のある一体のものと捉えれば、ヘッジの非有効部分は超過部分（実際の排出量が保有枠を超える部分）であり、この超過部分を市場価値で測定することが考えられる。これによって、より経営者の意図を反映することが可能となる。

(代替案 3 を支持する見解)

- (4) 事業モデルがトレーダー（排出枠の売買を目的とする事業モデル）でなく、メーカー（排出枠を生産活動に使用する事業モデル）である場合には、純額表示とすべきである。

(代替案 4 を支持する見解)

- (5) 排出枠は市場で売買可能であることに着目し、資産及び負債は総額表示とすべきである。また、排出枠割当初日で、収益を認識することもあり得る。

(代替案 5 を支持する見解)

- (6) 当該方法によると、資産及び負債から生じる収益及び費用は同額となることから、会計上のミスマッチは生じない。また、事業モデルの相違（トレーダーかメーカーか）によって、会計処理が異なるべきと考えない。

ASBJ の発言要旨

62. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 排出量取引の会計処理は、企業の事業活動の性質に応じて、次の 2 つに分けて考える

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ことが適切である。

- ① 排出枠が売買目的で保有される場合。この場合、企業は排出枠によって経済的便益を創出する可能性のある権利を有するため、資産が存在する。当該資産は、当該事業活動の性質を反映するように、会計処理されるべきである。
- ② 排出枠が売買目的で保有されない場合。この場合、企業は排出規制に従うことが要求されるだけで、企業に排出枠から経済的便益を創出する可能性のある権利があるとは言えないため、そもそも資産が存在するか否か疑問である。

その他

63. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の会計処理にあたっては、排出枠が市場において売買可能であること等から、資産及び負債が独立して存在し、それらを総額表示することが適切である。また、資産及び負債は毎期末の市場価値で測定し、評価差額は純損益として処理することが適切である。なお、排出枠割当初日に存在するのは義務であって、利益ではないことから、初日において収益を認識することは適切ではない。(IASB 理事)
- (2) 仮に、市場価値モデルでなく原価モデルによると、たとえ経済実態が同じ企業であったとしても、財政状態計算書が異なって見えてしまい、投資者にとって理解が困難となるおそれがある。(IASB 理事)
- (3) 代替案 5 は、英国 FRC から提案されたモデルと類似するものと考えられる。ただし、本代替案については、当初認識される負債（予想される排出量に対する負債）について、概念フレームワークにおける負債の定義を満たすか等の幾つかの課題があり、追加的な検討が必要である。(IASB 理事)

X. 料金規制

64. IASB は、2012 年 9 月以降、料金規制活動に関するリサーチ・プロジェクトを開始しており、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「本 DP」という。）を公表した。本 DP は、次の論点に関して広く関係者から意見を募ることを目的として公表された。

- (1) 料金規制企業が営業する経済環境が、他の経済環境とどのような特徴について異なるか
- (2) 現行の IFRS の会計処理要求事項を修正することで、これらの特徴を一般目的財務諸表に反映することができるか

65. その後、2015 年 2 月の IASB 会議において、本 DP に寄せられたコメント及びアウトリーチの結果入手したコメントについて IASB スタッフから次のような報告がされた。

（全体的な方向性と範囲）

- (1) プロジェクトの進め方：料金規制の特徴、料金規制による権利及び義務、並びに、利用者が最も有用と考える情報に焦点を当てて検討を進めていくことに対しては、殆どの者から賛同が得られた。
- (2) 検討対象：本 DP で示されていた「定義された料金規制」をベースに会計処理の検討を進めていくことに対して強い支持が示された。

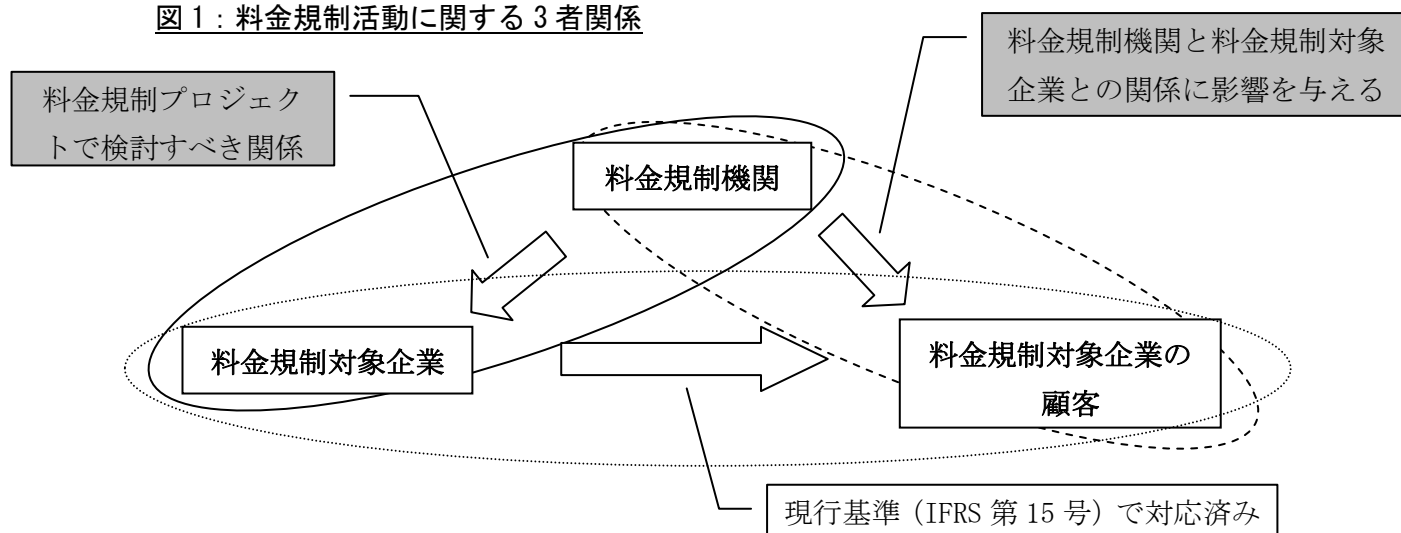
（料金規制活動に特有な会計上の要求事項を開発することへの支持）

- (3) 料金規制活動に特有な要求事項の開発：IFRS の財務諸表において最低限何らかの規制繰延勘定を認識することになる原則ベースの会計上の要求事項を開発することに強い支持が示された。
- (4) 規制繰延勘定の認識を検討するアプローチ：IFRS に基づく財務諸表に規制繰延勘定を認識することを支持した者の殆どは、概念フレームワークの枠内でこれが検討されるべきとしていた。また、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における原則をベースとしたアプローチに最も多くの支持が示された。
- (5) 開示のみのアプローチ：開示のみのアプローチには、強い支持は示されなかった。

66. また、IASB は、2015 年 5 月の会議において、料金規制活動に関連する 3 者（料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、及び、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客）の関係に着目しつつ、基準設定活動の一環として 2 度目のディスカッション・ペーパーを公表することを暫定決定している。なお、当該 3 者の関係は、次のように図示し得る（当該 3 者関係のうち、「料金規制対象企業とその顧客」の関係は既に IFRS 第 15 号で定められている。）

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

図1：料金規制活動に関する3者関係



67. このため、今回の ASAF 会議では、「料金規制対象企業と料金規制機関」及び「料金規制機関と料金規制対象企業の顧客」の関係について設例を用いた議論がされた。具体的には、ある国において家庭向けの水（上下水）について独占的なサービス供給会社を行う料金規制企業が想定されたうえで、料金規制機関と料金規制対象企業との間の取決めに従って、料金規制企業より次の役務提供がされた場合、関連する収益の全部または一部について繰延べや見越計上を行うべきか、又は、関連する費用の繰延べや見越計上を行うべきかについて議論された。

- (1) 洪水被害の復旧：当年度において、緊急的に洪水被害の復旧作業を行うため、費用は当年度に認識されるとともに、当該費用が将来の期間における収益要求額の計算に含まれるため、将来の期間において費用の回収が見込まれる。
- (2) 環境に負荷を与えない水施設プロセスの研究開発：当年度における収益必要額の計算に研究開発費が含まれていたが、実際の支出額（費用として認識）が見積りを大きく下回っていると同時に、研究開発が成功しなければ収益として受領した金額の一部又は全額を返還することが要求される。
- (3) 新たな水処理施設の建設：当年度における収益必要額の計算に建設資金が含まれていたが、実際の支出額（資産として認識）が見積りを大きく下回っている。

ASAF 会議での議論の概要

68. 設例をベースとして、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。なお、時間の関係で、議論は洪水復旧費用を中心に行われた。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(洪水復旧費用)

- (1) 料金規制機関と料金規制対象企業は、料金規制契約（料金算定式を含む）に従い、洪水復旧費用を将来回収することに合意している。そのため、企業は、将来において対価を回収する現在の権利を有していると考えられる。会計手法としては、当期に発生した費用の繰延べを行う方法と収益の見越計上を行う方法があるが、期末時点において収益率が識別できないことから、収益の見越計上は採りえない。このため、費用の繰延べを行う方法を妥当と考える。
- (2) 費用の繰延べを行う方法と収益の見越計上を行う方法で見解が分かれている。しかし、料金規制は料金規制対象企業の収益性を確保するのが目的であること等を考慮すると、収益の見越計上を行う方法の方が良いのではないかと。
- (3) 発生した費用に対応する収益の見越計上を行う方法を支持する。
- (4) 特段の調整を行わない方法を支持する。
- (5) 料金規制対象企業は、収益要求額の設定を通じて洪水復旧費用相当額を請求する権利を有するかもしれないが、財又はサービスを顧客に提供するという履行義務を充足していない。また、回収可能性は、請求された料金で顧客が消費するという将来事象に依存する。したがって、費用の繰延べや収益の見越計上を通じて資産計上する方法には反対する。このため、特段の調整を行わない方法を支持する。
- (6) 過去の経験に基づくと、料金規制対象事業においては、対価の回収可能性はあると合理的に想定できるのではないかと。

(研究開発費)

- (7) 時間の関係上、代替案について挙手による意思確認のみが行われた。この結果、収益の繰延べを支持する者は6名、費用の見越計上を支持する者はおらず、特段の調整を行わない方法を支持する者が4名であった。

(建設費)

- (8) 時間の関係上、代替案について挙手による意思確認のみが行われた。この結果、収益の一部繰延べを支持する者は5名、収益の全額繰延べを支持する者が2名、特段の調整を行わない方法を支持する者が4名であった。

ASBJの発言要旨

69. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (1) 洪水復旧費用については、設例で示された事実関係に従うと、関連する収益の見越計上を行う方法が適当と考えられる。しかし、設例で示された事実関係は現実的には殆ど想定し得ない。このため、我々は、このような限られた状況のために会計基準を開発することは、基準開発に必要なコストと得られる便益を勘案すると正当化できないのではないかと考えている。したがって、特別な会計処理を要求する会計基準の開発を行わず、開示を改善する方法を支持する。
- (2) 研究開発費、建設費についても、洪水復旧費用と同様、特別な会計処理を要求する会計基準の開発を行わず、開示を改善する方法が適当と考えている。

XI. 収益認識

70. 2014年5月にIASB及びFASB(以下「両審議会」という。)は、それぞれIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びTopic 606「顧客との契約から生じる収益」(以下「新収益基準」という。)を公表した。その後、両審議会は、合同の移行リソース・グループ(TRG)を設置し、新収益基準の適用上の論点に関して、新収益基準の修正の要否も含めた審議を行っている。

71. 今回のASAF会議では、新収益基準の修正に関する両審議会の審議状況に関して、前回のASAF会議が開催された2015年3月以降の状況についてスタッフより説明がなされ、ASAFメンバーで議論が行われた。前回のASAF会議以降のIASBの検討状況は以下のとおりである。

(1) IFRS第15号の発効日の延期に関する公開草案

2018年1月1日に発効日を延期する提案を含む公開草案が2015年5月に公表された。コメント期間は2015年7月3日に終了しており、再審議が2015年7月開催のIASB会議で予定されている。

(2) IFRS第15号の明確化を図る公開草案

IASBは、次の修正提案を行う公開草案の公表を暫定決定している。

- 履行義務の識別
- 本人か代理人かの検討
- 知的財産ライセンス
- 移行時の実務上の便法

なお、予想されるIASBの公開草案とFASBの公開草案の相違点は以下のとおりである。

論点	IASBの公開草案	FASBの公開草案
履行義務		
履行義務の識別	設例の追加	基準の修正と設例の追加
重要でない財又はサービス	-	基準の修正
出荷活動	-	基準の修正
知的財産ライセンス		
ライセンスの性質の分類	基準と設例の修正	基準と設例の修正
ロイヤルティの例外規定	基準と設例の修正	
契約上の制限	-	基準と設例の修正

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点	IASB の公開草案	FASB の公開草案
ライセンスの性質の考慮	-	基準の修正
本人か代理人かの検討	基準の修正と設例の追加	
売上税の表示	-	基準の修正
回収可能性	-	基準と設例の修正
現金以外の対価	-	基準と設例の修正
移行時の実務上の便法		
契約変更	基準の修正	
完了した契約	基準の修正	-

ASBJ の発言要旨

72. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(1) 関係者と我々の議論において、多くの日本の作成者（特に大規模な多国籍企業）は、IFRS と米国会計基準のコンバージェンスされた現状を維持する重要性を強調した。利用者もまた、財務諸表の国際的比較可能性を確保する観点から、コンバージェンスを維持する重要性を強調している。したがって、両審議会が直面している困難について我々は完全に理解しているものの、コンバージェンスされた現状を維持する目的で両審議会が密接に協働することを要請する。

その他

73. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) IASB と FASB が文言レベルで完全に同一の修正に至らなかった場合でも、その性質や意図されている結果は実質的に同様である項目が存在するため、その点に留意が必要である。なお、IASB が 2015 年 7 月中に公表を予定している IFRS 第 15 号の修正に関する単一の公開草案では、両審議会が異なる決定に至った理由を詳細に記述している。(IASB スタッフ)
- (2) 現時点で IASB と FASB で異なる決定に至っている項目があるが、今後公表される公開草案でその点について関係者から意見を募集し、検討を行っていきたい。(IASB Mackintosh 副議長)
- (3) TRG 会議は、現時点で 2015 年 11 月の開催が予定されているのみであり、その後の開催は予定されていない。ただし、関係者からの論点の提出状況を踏まえ、TRG 会議で対応することが適切と判断される場合には、追加で開催を検討する。(IASB スタッフ)

以上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。